

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
しみず泌尿器科・内科クリニック	名称	たけうちクリニック	しみず泌尿器科・内科クリニック
訪問看護ステーションすずらん	所在地	所沢市中新井二―八七―二	所沢市中新井四―二七―一五

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
駒 亮平	施術所 名称		たいら鍼灸治療室